

大町学区公衆衛生推進協議会 規約

令和6年(2024)3月24日 現在

大町学区公衆衛生推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、広島市公衆衛生推進協議会(以下『本会』という)及び広島市安佐南区公衆衛生推進協議会(以下『区公衛協』という)の下部組織で、大町学区公衆衛生推進協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、大町地区住民の健康管理、公衆衛生並びに環境美化保全に関する意識の高揚と自主的な実践を促進するため本部並びに区公衛協と密接な連系の下に、地区活動を積極的に行い、美しく住みよい街づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康増進対策の推進と公衆衛生思想の高揚を図るため、住民すこやか運動、健康教室、公衆衛生推進委員研修会を実施する
- (2) 環境美化保全対策の推進と自主的な実践を促すため、地区内の美化運動、道路、水路等の一斉清掃を実施する
- (3) 本部、区公衛協の行事及び会議、研修会等に積極的に参加する
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業を行う

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は、大町学区地域内に居住する世帯をもって構成する。

(公衆衛生推進委員)

第6条 公衆衛生推進委員は、会長が大町学区地域内に居住、本会の目的に賛同する者を、本人の同意を得て推薦し、広島市公衆衛生推進協議会会長が委嘱する。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-------|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 1 名 |
| (3) | 会 計 | 1 名 |
| (4) | 理 事 | 若干名 |
| (5) | 会計監査 | 1 名 |

(役員の選出)

第8条 会長、副会長、会計、会計監査は、理事会において選出する。

2 理事は、代議員会において5名以上を選出する

(会長・副会長・会計監査の職務)

第9条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位により、その職務を代理する

3 会計は、本会の会計事務を処理する

4 会計監査は、会計及び業務執行について監査する

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 理事が町内会、自治会長の職を離れたときは、原則としてその職を失うものとする

3 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代議員の承認を経て、会長が委嘱する

3 顧問は、本会の諮問に応じる

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

2 理事会は、一般会務及び代議員会に付議する重要な事項を審議する。但し、軽易な事務は会長が専決し、理事会に報告する

3 理事会において、専門的な事項を審議し、又は実施するため必要があるときは、専門対策委員会を設けることができる。専門対策委員は、大町学区地域内に居住する者の中から会長が委嘱する

4 理事会は、会長が招集し、議長は会長をもってこれにあたる

5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない

6 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

(代議員)

第13条 本会に、代議員を置く。

2 代議員は、各町内会、自治会の会長が担当する

3 代議員の任務は、1年とする。但し再任を妨げない

4 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(代議員会)

第14条 代議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算の決定
- (3) 決算の承認
- (4) 理事会が選出した役員の承認
- (5) その他会長において必要と認めた事項

第15条 代議員会は、会長が招集し、議長はそのつど出席者のうちから選出する。

- 2 代議員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない
- 3 代議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 4 代議員会については、不測かつ緊急な事態が発生し、代議員会を招集することが困難な場合は、会長の発議により、書面又はオンライン等により開催し、議決をすることができる
- 5 上項の適用による開催とする場合には、理事会において協議を行い、事前に合意を得なければならない

(会 計)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会は、特別会計を設けることができる。

第18条 本会の経費に充てるため、各町内会、自治会は、各会員一世帯につき年50円を基準とする額の分担金を納付するものとする。また各区域該当しない世帯からの寄付金は別途寄付金として納付する。

第19条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 分担金
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

第20条 本会の予算、決算は、代議員会の承認を得なければならない。

- 2 代議員会の議決により承認されていない時は、承認される当面の間、前年度を超えない範囲で暫定予算として執行することができる

(規約の改廃)

第21条 この規約を改正し、又廃止しようとするときは、代議員会において出席者の3分2以上の同意を得なければならない。

(任意規定)

第22条 この規約の施行について必要な細則は、理事会に諮って会長が定める。

附 則 この規約は、昭和51年(1976)4月1日から施行する。

附 則 この規約は、昭和55年(1980)4月13日 一部改正施行する。

附 則 この規約は、平成8年(1996)4月29日 一部改正施行する。

附 則 この規約は、令和4年(2022)5月29日 一部改正施行する。

附 則 この規約は、令和6年(2024)3月24日 一部改正施行する。